

「住宅再建相談会」を開催します

町と住宅金融支援機構では、被災者の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、下記により相談会を開催しますのでご利用ください。

1月18日(日)の相談会には、地元金融機関等(七十七銀行、仙台銀行)も参加し、相談を受け付けます。

◇相談内容

- ・住宅再建に向けての資金計画相談(融資の制度案内、返済額シミュレーションの作成、資金計画のアドバイス)。
- ・住まい再建のための公的助成制度や災害公営住宅に関する相談。

◇開催日時・場所

開催日	時間	場所
1月18日(日)	午前10時から午後4時	役場2階大会議室
1月19日(月)		

◇住宅金融支援機構及び地元金融機関による資金計画の相談について

資金計画等の相談は、住宅金融支援機構への事前予約が必要となりますので、1月16日(金)までに、下記へ申し込み願います。

【申込先】住宅金融支援機構コールセンター ☎0120-086-353

※地元金融機関等への相談予約も上記の申し込み先となりますが、相談日は18日(日)のみです。(住宅金融支援機構への相談は18日(日)、19日(月)の両日可能です。)

◇問い合わせ 復興事業推進課住宅再建支援係 ☎46-1379



国民健康保険高額医療費制度が変更されます

平成27年1月から70歳未満の人の自己負担限度額の区分が細分化されます。(70歳以上75歳未満の人の限度額に変更はありません。)

平成26年12月まで

所得区分	3回目まで	4回目以降
総所得金額等が600万円を超える	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
総所得金額等が600万円以下(住民税非課税世帯を除く)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成27年1月から

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
総所得金額等※1が901万円を超える	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
総所得金額等が600万を超え901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
総所得金額等が210万を超え600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
総所得金額等が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1「総所得金額等」とは、総所得の基礎控除後の金額のことでです。

※2 同じ世帯で過去1年間に4回以上自己負担額を支払った場合の4回目以降の限度額。

問い合わせ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

町職員募集

町では、公立志津川病院勤務の職員採用試験を次のとおり行います。

公立志津川病院勤務の職員(平成27年4月1日採用予定)

◇募集する職種(人数)

- 看護師(若干名)
- 臨床検査技師(1名)
- 理学療法士(1名)

◇受験資格

看護師・理学療法士 昭和47年4月2日以降に生まれた者。

臨床検査技師 昭和35年4月2日以降に生まれた者。

※各職種共通で、免許を有する者または免許の取得が見込まれる者、日本国籍を有する者などの事項が受験資格にあります。詳しくは問い合わせください。

◇試験日及び会場 2月10日(火) 午後1時30分から 役場2階大会議室

◇試験の内容 作文及び面接

◇申込書類

受験申込書(最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付)、市販の履歴書、健康診断書(就労の可否が判断できるもの)、免許証の写し(在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書)、受験票を送付する封筒(82円切手を貼り宛名を明記)

◇受付期限 1月5日(月)から1月23日(金)

※受け付けは、平日の午前8時30分から午後5時までです。(郵送の場合は1月23日(金)必着です。)

◇合格発表

2月20日(金)に役場掲示場にて合格者の受験番号を掲示。

申込・問い合わせ 公立南三陸診療所総務課 ☎46-3664

育英資金奨学生募集

◆貸付金額

①大学・大学院等(専門学校を含む)に在学または入学見込みの方
月額4万4千円以内・入学時貸付金50万円以内

②高等学校に在学または入学見込みの方
学校所在地が町内の場合:月額1万円以内
学校所在地が町外の場合:月額1万5千円以内

◆貸付条件
①貸付利率 無利子
②貸付期間 5年以内(修業年限)
③返還期間 貸付終了の翌年4月から10年以内

◆申込期間

◆申込用紙
2月9日(月)から年3月27日(金)

◆申込用紙
教育委員会教育総務課と歌津公民館で配布

※貸付者は若干名で貸付決定者には、本人宛に通知します。

貸付者は選考委員会により決定します。

問い合わせ 教育委員会教育総務課 ☎46-2604

災害臨時バス停留所「旧志津川駅」の廃止予定について

復興事業における工事の進捗に伴い、停留所「旧志津川駅」を平成27年3月頃に廃止する予定です。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。詳しくは、2月中旬の毎戸配布予定の路線案内・時刻表をご覧ください。

問い合わせ 企画課企画推進係 ☎46-1371

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆さんのなかには「年金なんて先のことだから関係ない」と思っている人はいませんか。国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで重い障害が残ったとき等に年金を受け取ることができる制度です。

日本国内にお住いの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◎加入手続きが必要な方は

学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方(学生、自営業者、農漁業の方、無職の方も含まれます。)は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。公務員、社会保険加入者の方は第2号被保険者となり、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◎保険料は月額15250円

国民年金の第1号被保険者の平成26年度の保険料は月額15250円です。学生やアルバイト等の

方で収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

◎保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方の本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等によって保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

※年金についての相談、手続きについては市区町村または年金事務所に問い合わせください。

〈今月の年金相談会〉

◇日時 1月13日(火)
午前10時から午後3時30分

◇場所 役場1階相談室
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

固定資産評価審査委員会の異動

11月26日(水)に開催された固定資産評価審査委員会において、委員の互選により、委員長に千葉力さん(☎柞沢)、委員長職務代理者に西條昴さん(☎町)が選任されました。

※固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために組織された執行機関で、3人の委員で構成されています。

問い合わせ 総務課財政係 ☎46-1370